議案第７１号

朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市道路占用料徴収条例（昭和４５年朝霞市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第３条関係）

占用物件		占用料	
		単位	額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	２，８００円
	第２種電柱		４，２００円
	第３種電柱		５，７００円
	第１種電話柱		２，５００円
	第２種電話柱		３，９００円
	第３種電話柱		５，４００円
	その他の柱類		２５０円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	２５円
	地下電線その他地下に設ける線類		１５円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	２，４００円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	１，５００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	４，９００円
	郵便差出箱		２，１００円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	７，１００円
	その他のもの	占用面積１	４，９００円

			平方メートルにつき１年	
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．１メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	１５０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			２２０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			３００円
	外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの			５９０円
	外径が０．４メートル以上１メートル未満のもの			１，５００円
	外径が１メートル以上のもの			３，０００円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	４，９００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに０．００５を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設ける通路			３，６００円
	地下に設ける通路			２，２００円
	その他のもの			４，９００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	７１円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	７１０円
令第７条第１号に掲げ	看板（アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積１平方メート	７１０円

る物件	るものを除く。）		ルにつき１月	
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	７，１００円
	標識		１本につき１年	３，９００円
	旗ざお		１本につき１月	７１０円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		その面積１平方メートルにつき１月	７１０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１年	７１，０００円
		その他のもの		３６，０００円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	７，１００円
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	７１０円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				４９０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。	階数が１のもの		Ａに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに０．００６を乗じて得た額

	）に設けるもの	階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０１３を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具				Ａに０．０２６を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用期間（その初日がこの条例の施行の日前であって、かつ、期間が１年未満であるものに限る。）に係る占用料については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代